

高齢者にやさしい住まいづくり事業

1. 対象となる住宅改修

- 手すりの取り付け
転倒予防に手すりを取り付ける工事。
- 床段差の解消
敷居を低くする工事やスロープを固定設置する工事など。
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
居室等を畳敷きから滑りにくい床材に取替える工事など。
- 引き戸等への扉の取替え
ドアから引き戸やアコーディオンカーテン等への取り替えなど。
- 洋式便器等への便器の取替え
和式便器から洋式便器への便器の取り替え。
- その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2. 支給対象者

- 65歳以上の高齢者（介護保険制度で要介護又は要支援の認定を受けていない方）
- 世帯非課税の方
- 世帯に税等の滞納がない方

3. 支給額と支払方法について

- 支給額について
対象工事費の90%（対象工事費の上限15万円まで、支給上限額13万5千円まで）
- 支払方法について
 1. 償還払い…総工事費用の全額を施工事業者に支払い、後日、町から対象額の9割分を申請者に給付する方法
 2. 受領委任払い…総工事費用の自己負担分（1割）を施工事業者に支払い、後日、町から対象額の9割分を業者に給付する方法※上記より、申込者と施工業者が相談して決めてください。

4. 手続き方法

- ① 事前申込 …… 所得要件、住所、氏名、住宅改修の内容、施工業者の名前などの確認と、応募多数の場合は選定を行います。
- 
- ② 現地確認 …… 役場担当者、建築分野の専門の者が、申請のあった御自宅に伺い、施工箇所等の確認などをおこないます。
併せて「高齢者住宅改修給付認定申請書」をお渡しします。
- ③ 認定申請提出 …… 上記②でお渡しした「高齢者住宅改修給付認定申請書」と必要となる資料を準備して、役場健康福祉課介護保険係へ提出してください。
※申請者の氏名は、対象高齢者の氏名を記入してください。
- ④ 認定決定通知 …… 申請いただいた書類を確認し、認定決定の通知を送付いたします。
併せて施工完了後に提出していただく「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」を送付しますのでご確認ください。
※施工事業者へも役場より通知をいたします。
※受領委任払いを希望された場合、受領委任払いに係る申請書類を合わせて送付します。
- ⑤ 施工着手 …… ④の認定決定通知が届いたら、工事を始めてください。
- ⑥ 施工完了 …… 工事が終わったら、工事にかかった費用を施工業者へ支払いしていただき、領収書をもらってください。
※領収書の宛名は対象高齢者の名前でもらってください。
※用意していただくもの…竣工後写真、支給申請書
・償還払い…対象工事費の全額の領収書
・受領委任払い…助成対象の1割の額の領収書、受領委任届出書、同意書、施工業者の振込口座がわかるもの
- ⑦ 支給申請書提出 …… ④で送付しました支給申請書、必要書類及び領収書(写しでも可)を役場健康福祉課介護保険係に提出していただきます。
※申請者の氏名は、対象高齢者の氏名を記入してください。
- ⑧ 竣工検査 …… 施工業者が提出する写真で検査を行います。
- ⑨ 支給決定 …… 支給決定通知書を送付します。書類に不備等なければ、2週間～1か月以内の振込みとなります。